

社会福祉法人 糸満市社会福祉協議会
役員・各種委員会委員等の手当、謝礼金及び費用弁償に関する規程

第1条 この規程は、社会福祉法人糸満市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の次の役員、各種委員会委員等の手当、謝礼金及び費用弁償に関する必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 理事会及び評議員会
 - (2) 監事監査
 - (3) 各種委員会（総務財政委員会等）
 - (4) 講習会、研修会
- 2 前各号のほか、会長が必要と認める会議。

第2条 本会の会長及び副会長には、次のとおり手当を支給する。

- | | | |
|---------|----|---------|
| (1) 会長 | 月額 | 50,000円 |
| (2) 副会長 | 月額 | 15,000円 |

第3条 謝礼金及び費用弁償の額は、次のとおりとする。

- (1) 理事、監事、評議員の日当は3,000円とする。
 - (2) 監事が監査を行った場合の日当は10,000円とする。
 - (3) 各種委員会委員等の日当は3,000円とする。
 - (4) 講習会、研修会等、講師の1時間当たりの謝礼金については、別紙講師等謝礼金支払基準表によるものとする。ただし、基準表によりがたい場合は会長が諸般の事情を考慮して決める。
- 2 役員（理事・監事）への支給総額は年間1,500,000円以内とする。

附 則

この規程は平成18年1月27日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
この規程は平成18年4月1日から施行する。
この規程は平成30年1月25日から施行し、平成30年4月1日から適用する。